

多久市社会福社会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月25日

多久市長 横尾 俊彦

多久市規則第39号

多久市社会福社会館条例施行規則の一部を改正する規則

多久市社会福社会館条例施行規則（平成元年多久市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「多久市社会福社会館使用許可簿（別記様式）に記入し、市長の許可を受け」を「多久市社会福社会館使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出し」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、多久市社会福社会館の使用を許可するときは、多久市社会福社会館使用許可書（様式第1号）を前項の申請者に交付する。

第4条中「第2条第1項」を「第2条」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（使用料の減免）

第4条 条例第12条の規定による減免については、多久市公の施設の使用料に係る減免基準に関する規則（令和5年多久市規則38号）に定めるとおりとする。

2 前項の規定による使用料の減免を受けようとする者は、多久市社会福社会館使用料減免申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

別記様式を削る。

附則の次に次の2様式を加える。

別紙

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。